

鳥取県告示第 764 号

平成 8 年鳥取県告示第 424 号（入所している期間については介護補償を行わないこととする施設について）の一部を次のように改正する。

平成 18 年 10 月 20 日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年鳥取県条例第31号）<u>第9条の2第3号</u>の規定に基づき、その入所している期間については介護補償を行わないこととする施設を次のとおり定める。</p> <p>1 及び 2 略</p> <p>3 <u>障害者自立支援法（平成17年法律第123号）附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設（同法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第30条に規定する身体障害者療護施設に限る。）</u></p>	<p>議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年<u>12月</u>鳥取県条例第31号）<u>第9条の2第2号</u>の規定に基づき、その入所している期間については介護補償を行わないこととする施設を次のとおり定める。</p> <p>1 及び 2 略</p> <p>3 <u>労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第23条第1項第2号に規定する被災労働者の受ける介護の援護を図るために必要な事業に係る施設（同法に基づく年金たる保険給付を受給しており、かつ、居宅において介護を受けることが困難な者を入所させ、当該者に対し必要な介護を提供する施設に限る。）</u></p>

附 則

この告示は、平成 18 年 10 月 20 日から施行する。